

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）

杉 並 区 議 会

目 次

定例会の追加提案事項について	3
懲罰動議について	3
(1) 懲罰特別委員会の構成について	3
(2) 説明員について	3
定例会の日程について	4
本会議の会議録署名議員について	6
発言通告について	6
傍聴者への対応について	6

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年3月14日（金）午前9時13分～午前9時27分					
場 所	第2委員会室					
出席理事 （7名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳
	理 事	川原口	宏 之	理 事	安 斉	あきら
	理 事	松 本	みつひろ			
欠 席 理 事	（なし）					
理事以外の 出席議員	議 長	井 口	かづ子	副 議 長	おおつき	城 一
出席理事者	（なし）					
事務局職員	事 務 局 長	森	雅 之	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 会 法 務 長 担 当 係 長	武 士	清 亮
	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男	庶 務 係 主 査	渡 辺	翔 太
	担 当 書 記	橘 川	敦 江			

(午前 9時13分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《定例会の追加提案事項について》

脇坂理事 初めに、定例会の追加提案事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。区長から、名誉区民の同意1件が提出される予定です。この後開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定です。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

《懲罰動議について》

(1) 懲罰特別委員会の構成について

脇坂理事 次に、懲罰動議についてです。

初めに、懲罰特別委員会の構成について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料はございません。3月13日の議運理事会で、懲罰特別委員会の構成等について意見がまとまった後、非交渉会派から選出する委員を確認しましたので御報告させていただきます。

議運理事会でまとまった意見どおり、非交渉会派からは委員を4人選出し、そのうち1人が発議者となりました。これにより、懲罰特別委員12人のうち発議者は4人となります。

報告は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

(2) 説明員について

脇坂理事 次に、説明員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 定例会の日程についてはこの後説明予定ですが、懲罰動議上程など、懲罰動議に関する内容のみを予定している3月18日火曜の本会議については、区長や副区長を

はじめとする説明員の出席を求めないこととしてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいまの説明のとおりといたしますので、よろしくお願いいたします。
ます。

《定例会の日程について》

脇坂理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。3月12日の理事会で、懲罰動議に係る日程の追加について御確認いただきましたが、区長提出の追加議案に係る日程も含めて改めて御確認いただければと思います。なお、資料は先日の理事会から変更はございません。

この後、午前9時30分から議会運営委員会を開催。3月18日火曜午後3時30分から本会議を開催し、懲罰動議の上程、懲罰特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託。本会議終了後、懲罰特別委員会を開催し、正副委員長互選等を実施。

追加議案は、1定最終日に当たる3月19日水曜の本会議に上程し、委員会付託を省略し採決の予定。

以上、日程の追加を提案させていただきます。

資料を1枚おめくりください。3月4日の理事会で懲罰動議の審査手順について御説明いたしました。改めて採決までの流れを御説明させていただきます。

3月18日火曜午後3時30分から開催する本会議では、懲罰動議の上程、提案説明及び質疑、当事者から申出があり議会が認めた場合は一身上の弁明、懲罰特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託。本会議終了後、懲罰特別委員会を開催し、正副委員長互選。その後の委員会の運営については、委員長の采配によるものではありませんが、採決までの一般的な流れとしましては、委員会の運営方法確認、懲罰動議の提案に係る補足説明、質疑、当事者から申出があり委員会が認めた場合は一身上の弁明、その後意見開陳を経て、懲罰を科すか否か、科すとしたらどの懲罰を科すのかを審査。戒告または陳謝の場合は、その案文を決定します。

最後に、再度、本会議を開催し、委員会審査結果報告、当事者から申出があり議会が認めた場合は一身上の弁明、その後採決となります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

矢口理事 この懲罰特別委員会の中身について、委員会の運営方法は委員長が決まってから委員長によるものだと思うんですけども、この発議者の皆さん、21人の皆さんというのは、ここの懲罰特別委員会には出られているんですか。例えば我々も、昨日いろいろとメンバー構成とかも決まった中で、じゃ、どんな内容にするのかみたいなところは多分各会派皆さん話し合っていると思うんですけども、例えば指名して、この質問答えてくださいみたいなときには、いなかった場合には答えられないわけじゃないですか。そもそもいるのかいないのか、そこをお伺いしてもいいですか。

事務局次長 発議者は代表者が説明するような感じになりますでしょうか。

ひわき理事 はい、その予定でおりますが。そういう手順でよいのであればというところですけども。

矢口理事 懲罰動議には代表者というふうな記載はたしかなかったと思うんですけども。だから、そこで代表者というのは、懲罰動議の皆さん側の代表者は分かるんですが、でも、正式な代表者が不在で、どうなのかなというところですよ。

議事係長 発議者の位置づけですけども、委員会の中では議案提出者と同じように、それが1人であっても複数であっても、提案説明をして質疑を受ける場合は1人であっても複数であっても答えられると。議員提出議案の例もございますが、同じような考え方で、説明と質疑応答は制度的には行われるものと考えています。

矢口理事 では、懲罰特別委員会の場には21人が全員いるわけではないということですね。

議事係長 それは発議者の方々でどう考えられるかなというところかと思います。

ひわき理事 現在のところ全員出席するという予定はないです。

脇坂理事 よろしいですか。

矢口理事 はい。

脇坂理事 ほかに質疑はありますか。1点ちょっと私からも確認してよろしいでしょうか。一身上の弁明を行うということの申出というのは、発言通告ではないんですけども、申出の締切り期限といったものはあるんでしょうか。

議事係長 規定上は特にはないんですが、本日議運のほうで日程が決まりましたら御本人に一応、様式としては弁明の申出書、書類をお渡しして意向を確認して、当日までに事務局的には準備をするというような形になるかと思います。

脇坂理事 分かりました。では、その点につきましても分かり次第、共有をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、定例会の日程については、この後開催の議会運営委員会に諮ること
といたします。

《本会議の会議録署名議員について》

脇坂理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 追加する 3 月 18 日火曜、本会議の会議録署名議員は、3 番ほらぐちともこ議員、4 7 番吉田あい議員、以上でございます。

脇坂理事 この件についてはよろしく願いいたします。

《発言通告について》

脇坂理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 本会議最終日の発言通告の期限を再度確認させていただきます。追加議案を含め、3 月 19 日水曜、本会議最終日の発言通告は 3 月 17 日月曜午後 5 時まで。
説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、発言通告の期限については、この後の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《傍聴者への対応について》

脇坂理事 次に、傍聴者への対応について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 懲罰特別委員会の開催に当たり、報道機関や傍聴者がこれまでより多く来庁することが予想されます。議会棟の混雑を避け、円滑に傍聴手続を実施するため、次のとおり傍聴者の対応を行うこととしましたので御説明をさせていただきます。

傍聴の受付は、通常、会議開始 15 分前から始めていますが、同日に午前 10 時から予算特別委員会が開催されるため、その後の本会議及び懲罰特別委員会についても、予算特別委員会の傍聴受付と一緒に受付できるようにします。なお、受付開始時間については、予算特別委員会開会の 30 分前である午前 9 時 30 分から行うこととします。

また、第 3・第 4 委員会室の傍聴人の人数は通常 22 人ですが、多数の傍聴希望者に対応するため、一部の机、椅子を撤去の上、70 人程度まで拡大して準備をしたいと考えています。委員会開会前ではありますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

これらの周知につきましては、この後の議会運営委員会終了後、区議会ホームページ

で行う予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件についてはよろしく願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

井口議長 理事会の皆様、貴重なお時間を頂戴し、ちょっとお話がございますので、おおつき副議長から話していただきますので、よろしく願いいたします。

おおつき副議長 今お話しありました井口議長から指示を受けた内容についてなんですが、お話をさせていただきます。

今定例会では、議員による議場での品位を欠く行為が行われたとする杉並区議会初の懲罰委員会の設置が今予定をされています。また、昨年 of 定例会においても、委員会委員の職務上、見ることになった性的な表現や資料について、複数の議員から議長宛てに改善を要望する文書が提出されました。そのほか、議員の質問内容について区側から不当な対応をされたとの内容も報告されています。いずれもハラスメントに該当するおそれがある事案であり、区民から負託を受けた区議会として、人権に十分配慮しつつ、早急な対応とともに慎重な議論が必要と考えます。

また、我々議員自身がハラスメントについて真摯に学び、理解を深めることも重要と考えます。昨年、理事会で、ハラスメントについて見識を有する講師による研修が要望されましたが、講師料について、当該年度の議会費を使うことは流用ではないかとの意見が出され、議会有志による任意の開催となりました。来年度は、このときの理事会での議論を踏まえ、議長から議会事務局を通し、講師料等として使える予算を要望し、次年度予算案に計上されております。

今後、区議会事務局とも相談をし、ハラスメントについて見識を備えた公平公正な専門家の方からの研修を開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

脇坂理事 この件について、何かございますか。

安斉理事 今、唐突な話だったので、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

ちょっと言わないでおこうと思いましたが、そういう話をされたので逆に言いますが、この田中ゆうたろうさんの懲罰の関係で発端となった発言時に、渡辺副区長が答弁拒否をされた。謝罪がないと発言しないんだという話がありました。この問題は理事会で何かちよろちよろとやっただけで、結論がついていないんですよ。これは、答弁拒否なんていうのはあっちゃいけない話で、これはしっかりと公の場で渡辺

副区長なりに謝罪をしてもらわないと、この問題は済まないと思いますので、ここで問題提起をさせていただいて、この問題についてはしっかりと、議運理事会、また議運を含めて、議長を含めて、対応を求めておきたいと思います。

以上です。

脇坂理事 ほかに何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午前 9時27分 閉会)